



【図5-1 淀川河川事務所管内通報連絡系統図】

淀川水質汚濁防止連絡協議会「淀川異常水質事故通報連絡要領」より作成

また、淀川を水源とする7つの水道事業体から成る淀川水質協議会においても、水源における突発的な水質事故への対策として、各水道局が連携して対応できるよう緊急連絡体制を整えている。

(4) 水質監視システム

流域の各府県や近畿地方整備局では、それぞれ独自に水質の監視システムや情報処理システムを構築している。

① 三重県

三重県では、水質情報を含め環境全般に関する情報をデータベース化し、必要な情報を提供・活用できる「環境情報総合システム」を整備している。

② 滋賀県

滋賀県では昭和47年度から水質自動測定局を整備し、水質の自動測定を実施してきた。しかし、施設の老朽化が著しい上、県の財政事情もあり、平成18年以降、全ての水質自動測定局を休止している。

現在は、公共用水域・地下水水質測定計画に基づき、定期的に琵琶湖および琵琶湖流入河川の水質を監視しており、その結果の公表を行っている。また、住民への啓発活動や環境行政を支援するために地域環境情報、公害の発生源情報、調査結果情報などの環境関連情報を取り扱った環境情報システムの整備を推進している。

③ 京都府

京都府では、水質に影響を与える汚濁物質の多様な発生源に対して総合的な水質保全行政を推進するため、各種情報の収集・管理・解析等を行う「水質汚濁総量管理システム」を開発、運用している。

このシステムは、産業系、生活系等の発生源データ、公共用水域等の環境データ、原単位等の水質管理に関する定数データを一元的に管理するとともに、各種情報を統計処理している。

④ 大阪府

大阪府では、水質・大気・騒音・振動等の環境汚染に係る発生源、環境質、影響についての現況を把握するとともに、測定データや自然的、社会的、経済的諸情報の収集を一元的に体系化し、それらの解析や将来予測により、環境行政の総合的な推進を支援する環境情報システムを整備している。

このほか、大阪府営水道は突発的な水源水質異変を早期に発見するため、鯉の忌避行動を利用して有毒物質を検知する「コイセンサー」を平成6年にはじめて村野浄水場に設置した。平成8年には三島浄水場、庭窪浄水場に設置している。また、揮発性有機物質を基準値以下の低濃度まで連続して測定できる「ゆうきセンサー」を開発し、平成9年から村野浄水場の磯島取水場で稼働させるなど、常時監視し、水源の突発事故の早期発見に功を奏している。

⑤ 兵庫県

兵庫県では、総量規制の実施などに伴い、発生源データや公共用水域における環境水質測定データなどの収録、集計処理を行うとともに、これらのデータを総合的有機的に結合し、水質保全のための各種資料を提供する「水質管理システム」を整備している。

また、これらのデータをホームページ「兵庫の環境」で一般に公開している。

⑥ 奈良県

奈良県水道局では、水道原水を導いた水槽で魚（タナゴ）を飼い、その挙動から水質異常の有無を感知する水質監視装置（魚類監視装置）を御所浄水場の下市取水場と桜井浄水場に導入し、水の安全を24時間体制で監視。突発的な水源汚染に対する早期発見を可能にし、異常発生時に対応できるシステムを導入している。

⑦ 国土交通省近畿地方整備局による水質監視

国土交通省近畿地方整備局は水質自動監視装置を各水系の主要地点に設置し、水質異常時の緊急対策などに利用している。また、淀川ダム統合管理事務所では、水系内ダムの管理とともに、水系内水質自動監視装置をテレメータで結び、電算直結による水質管理および水質調査資料の整備を行っている。

国土交通省の直轄管理区間については河川巡視員がパトロールを行うとともに、不法投棄、悪質行為等について行政指導を行っている。また、民間協力による河川愛護モニターを配置し、水質事故防止などに努めている。